

令和7年1月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊 谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	日詰地区 (鍛冶町、寺小路、街道、西裏)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月4日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(現状)

- ・町の中心部に位置する水田地帯であり、水稻は特別栽培、減農薬栽培に取り組み生産コストの低減に努めている。
- ・ほ場整備事業によりほとんどの水田が30a区画で整理され、用水供給のためのパイプラインや農道も整備されており、地域が平地地帯であることも相まって、作業効率の良い農業が展開されている。
- ・地域内農地は、集落営農組織(地区内1、地区外4)や認定農業者(地区内1、地区外3)等の担い手農業者により耕作されており、担い手への集積率は高い状況にある。

(課題)

- ・担い手農業者への農地集積は高い状況にあるものの、農業経営者や耕作作業者の高齢化、後継者不在など、現状の農業経営や営農活動を続けられるか不透明である。
- ・水田転作として小麦の栽培を行っているが、長年同じ圃場で栽培を行っているため、雑草の多発や縞萎縮病の発生により減収傾向となっており、今後の防除対策が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻(うるち米)を主要作物としつつ、引き続き集落営農組織による小麦、WCS用稲の作付けを行う。
- ・地域内農地はほとんどがすでに担い手農業者へ集積されているため、今後は担い手農業者が耕作を継続できるよう、耕作者が働きやすい環境づくりとして、農地の集約化(団地化)や耕作条件整備を進める。
- ・上記と併せて、地域外からの就農を希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れると同時に、地区内でも農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。
- ・当地区は多様化した職業階層が混在する地域であり、オガール等の多目的施設や住宅地も増えていることから、今後は農業利用以外の土地利用方法についても検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(集落営農組織、認定農業者、新規就農予定者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手だけでなく多様な経営体も含めた地域全体での農地利用を進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地集積・集約化を進める。特に集約化については、既に担い手毎にまとまっている団地をベースとして集約が進むよう、農地利用最適化推進委員や岩手県農業公社農地コーディネーターと調整しながら、農地集積・集約化の取り組みを進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の意向を確認・尊重しつつ、段階的に農地中間管理機構による貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備事業が実施された区域であり、現状では農家負担等も考慮すると大規模な基盤整備事業の導入は困難である。よって、地区内のほ場や水路、農道毎に現状と課題、必要な整備を把握し、各種補助事業を活用して担い手が働きやすい環境を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手農業者の後継者の意向を確認しつつ、行政やJAなどの農業関係機関と協力し、地区内外から就農を希望する人材を積極的に募集、確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では事例が少ないため、行政等関係機関からの情報提供を受けながら、農業支援サービス事業者の活用も検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦地区内の保全・管理については、多面的機能支払交付金活動組織である「日詰地区環境保全組合」と連携、協働し、地区内の農地や農村環境を守る取組を進める。

⑧地区内を流れる排水路の整備が求められていることから、行政への要望、補助事業の活用を検討し必要な整備を進める。

⑨地区内で作付けした飼料作物を周辺畜産農家へ供給し、家畜排せつ物由来堆肥を利用することで、地域内循環型農業の取組を進める。